

地方通信ルート策定のための指針

1 はじめに

我が国は地震・台風・火山噴火等災害に見舞われやすい自然環境下にあるが、これら災害の被害を最小限に食い止めるには、災害発生後の迅速かつ的確な情報収集・伝達が大変重要になる。

これまで非常通信協議会を中心に、通信計画の作成や通信訓練等を通じて通信ルートの策定に取り組んできたが、非常時の情報伝達ルートとして国と都道府県を結ぶ通信ルート（以下「中央通信ルート」という。）は策定されているものの、都道府県と市町村を結ぶ通信ルート（以下「地方通信ルート」という。）は未だ多くの地域で未策定であり、通信訓練時の地方通信ルートもその都度設定しているのが現状である。さらには、地方通信ルートが非常時、住民に直結するものであることを考えると、早急に策定することが望まれる。

2 地方通信ルート策定の目的・根拠について

(1) 策定の目的

中央通信ルートに併せ地方通信ルートを策定し、被災市町村から都道府県、国までの通信経路を確立した上で、非常通信協議会の作成する非常通信計画等に掲載し、非常時において国及び地方公共団体が迅速かつ的確に災害情報等の収集・伝達を行うことを目的とする。

なお、地方通信ルートには、公衆回線の途絶又は輻輳の発生により公衆網による通信が困難な場合を想定した通信ルート（以下「通常通信ルート」という。）と、通常通信ルートが使用できない場合を想定し、他団体・他機関（隣接する市町村など）の自営通信システムを利用する通信ルート（以下「非常通信ルート」という。）があるが、本指針においては「非常通信ルート」の策定を主な目的とする。

(2) 策定の根拠

都道府県及び市町村は、災害対策基本法第 4 0 条及び第 4 2 条に基づき、地域防災計画の中で「情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達」に関する計画を定めなければならない。

また、防災基本計画(平成 7 年 7 月中央防災会議決定)の中には災害時の情報収集・連絡体制の整備として、「国、公共機関及び地方公共団体は、市町村、都道府県、国その他防災機関との連絡が、相互の迅速かつ確実にできるよう情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化など体制の確立に努めるものとする」とあり、国及び地方公共団体等が災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る場合、電波法 7 4 条の 2 の規定により非常通信の確保を目的に活動する「非常通信協議会との連携にも十分配慮すること」とある。

なお、本指針において策定を求めている「非常通信ルート」とは、電波法第 7 4 条第 1 項に規定する通信及びその他非常時において用いられる必要な通信を円滑に実施するためのものである。

さらに、近年の国際情勢の緊張の度合の高まりや武装した不審船の出現、大規模なテロリズムの発生等の取り巻く諸情勢の変化を踏まえ、武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害への対応も想定した計画作成等の必要性も求められております。このことから、策定に当たっては自主防災組織や災害発生地域以外の要避難地域及び避難先地域の避難拠点など地域・住民等に対する警報の伝達等が的確かつ迅速に行われるよう、非常通信の円滑な実施の確保についても十分な配慮が必要と考える。

以上のことから、非常時の通信の円滑な実施を確保するための体制の整備に備え、各機関は相互に協力して通信ルートの策定に努める必要がある。

3 地方通信ルートの策定方法について

地方通信ルートは都道府県、市町村及び地方非常通信協議会が連携し、以下の条件等により策定する。

(1) 策定における条件

無線局等の選定に当たっては、商用電源の停電を想定して非常用電源の運用許容時間等を考慮すること。

自主防災組織や避難拠点など地域・住民と市町村役場間の情報収集・伝達手段について考慮すること。

地域防災計画における通信ルート等との整合性を図ること。

地方通信ルート想定例（非常通信事務必携＜平成15年3月近畿版＞抜粋）

宇 治 市	宇治市	京都府（消防防災課）
	役所	宇治警察署 府警察本部 京都府（消防防災課）
	J R 宇治駅 ~ ~ J R 二条駅.....京都府（消防防災課）
	関電宇治営業所 ~ ~ 関電京都支店 京都府（消防防災課）
		（宇治市消防本部） 京都市消防局 京都府（消防防災課）
		国土交通省天ヶ瀬ダム管理支所 京都府（消防防災課）

記号 無線区間 ~ ~ 有線区間 使走区間
は通常通信ルート ~ は非常通信ルート

(2) 策定の手順

策定手順の一例として、以下の様な手順が考えられる。

地域防災計画等で設定している既存の通信ルートのうち、都道府県防災行政無線などの自営の通信ルート（公衆回線を除く）を通常通信ルートとして設定する。

既存の通常通信ルートの使用不可に備えて、他団体・他機関の自営通信システムを利用する非常通信ルートを選定する。

非常通信ルートを選定できない場合、地方非常通信協議会に当該地域の自営通信システムの保有団体・機関についての情報提供を求める。

提供された情報をもとに、市町村から自営通信システムの保有団体・機関までの距離等を考慮して、非常通信ルートを選定する。

自営通信システムの保有団体・機関との調整等については、必要に応じ地方非常通信協議会に協力を要請し、非常通信ルートとして設定する。

策定した非常通信ルートを地域防災計画等に反映させる。

防災・通信訓練等を通じて非常通信ルートの確認や機器の点検を定期的実施する。

(3) 策定における体制等について

都道府県、市町村及び地方非常通信協議会は実務担当者会議等を開催するなど連携して、地方通信ルート策定のための体制整備に努めること。

地域の特性や実情等に応じた地方通信ルートの策定計画を立て、実施すること。

都道府県と地方非常通信協議会は円滑なルート策定を図るために、各市町村と自営通信システムを保有する団体・機関との間の調整を積極的に行うこと。

地方通信ルート策定後は、各地方非常通信協議会が作成する非常通信事務必携等に通信ルートを掲載し、都道府県、市町村及び地方非常通信協議会との間で定期的な情報交換を行うなど、情報の共有化を行い、密接な連携に努めること。

中央非常通信協議会構成員は、本指針に基づく地方通信ルート策定に関してそれぞれの支社・出先機関等に対し指示又は助言を行うこと。

地方通信ルート策定のフローチャート

